

令和 6 年能登半島地震
関 連

令和 6 年 1 月 1 2 日
北陸信越運輸局自動車技術安全部

保安基準適合証等の有効期間を伸長します ～令和 6 年能登半島地震による被害を受けて～

令和 6 年能登半島地震による被害に伴い、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成 8 年法律第 8 5 号）第 3 条の規定に基づき、保安基準適合証等^{※1}及び限定自動車検査証^{※2}の有効期間の伸長を行うこととし、別添のとおり本日公示しましたので、お知らせします。

- 新潟県、石川県及び富山県の一部地域（地域については別紙を参照）に事業場を置く指定自動車整備事業者（民間車検場）が当該事業場において交付した保安基準適合証及び保安基準適合標章（以下「保安基準適合証等」という。）の有効期間について、別紙「1. 保安基準適合証等の有効期間の読み替えについて」のとおりとします。
- 新潟県、石川県及び富山県の一部地域（地域については別紙を参照）に使用の本拠を有する自動車のうち、限定自動車検査証の交付を受けているものの有効期間について、別紙「2. 限定自動車検査証の有効期間の読み替えについて」のとおりとします。

※1 「保安基準適合証等」とは、継続検査時等に現車提示を省略するために民間車検場が交付する保安基準適合証及び保安基準適合標章のこと。

※2 「限定自動車検査証」とは、継続検査時等に不適合となった場合に、整備を行うことを目的とする場合に限り、自動車が行き止まりとなるよう自動車検査証の代わりに交付するもの。

＜お問い合わせ先＞

北陸信越運輸局 自動車技術安全部 整備・保安課 芦澤・松永
(保安基準適合証及び保安基準適合標章関係)

技 術 課 菅井

(限定自動車検査証関係)

TEL : 025-285-9155

1. 保安基準適合証等の有効期間の読み替えについて

① 新潟県

新潟県の一部地域	保安基準適合証等の有効期間の満了する日	読み替える保安基準適合証等の有効期間の満了する日
上越市及び柏崎市	令和6年1月4日から 令和6年1月11日まで	令和6年1月12日まで
新潟市	令和6年1月4日から 令和6年2月8日まで	令和6年2月9日まで

② 石川県

石川県の一部地域	保安基準適合証等の有効期間の満了する日	読み替える保安基準適合証等の有効期間の満了する日
★1を参照	令和6年1月4日から 令和6年2月8日まで	令和6年2月9日まで

③ 富山県

富山県の一部地域	保安基準適合証等の有効期間の満了する日	読み替える保安基準適合証等の有効期間の満了する日
富山市及び高岡市	令和6年1月4日から 令和6年1月11日まで	令和6年1月12日まで
氷見市及び小矢部市	令和6年1月4日から 令和6年2月8日まで	令和6年2月9日まで

2. 限定自動車検査証の有効期間の読み替えについて

① 新潟県

新潟県の一部地域	限定自動車検査証の有効期間の満了する日	読み替える限定自動車検査証の有効期間の満了する日
上越市及び柏崎市	令和6年1月4日から 令和6年1月11日まで	令和6年1月12日まで
新潟市	令和6年1月4日から 令和6年1月11日まで	令和6年2月9日まで

② 石川県

石川県の一部地域	限定自動車検査証の有効期間の満了する日	読み替える限定自動車検査証の有効期間の満了する日
★1を参照	令和6年1月4日から 令和6年1月11日まで	令和6年2月9日まで

③ 富山県

富山県の一部地域	限定自動車検査証の有効期間の満了する日	読み替える限定自動車検査証の有効期間の満了する日
富山市及び高岡市	令和6年1月4日から 令和6年1月11日まで	令和6年1月12日まで
氷見市及び小矢部市	令和6年1月4日から 令和6年1月11日まで	令和6年2月9日まで

★1：金沢市、七尾市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、羽咋郡志賀町、羽咋郡宝達志水町、河北郡津幡町、河北郡内灘町、鹿島郡中能登町、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町

公 示

「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」（平成 8 年法律第 85 号）第 3 条の規定に基づき、延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する国土交通大臣告示が公布されたため、下記のとおりとすることとしたので公示する。

記

1. 下の表における「新潟県の一部地域」に事業場を置く道路運送車両法第 94 条の 3 第 1 項に規定する指定自動車整備事業者が当該事業場において交付した「保安基準適合証及び保安基準適合標章（以下「保安基準適合証等」という。）の有効期間の満了する日」が下の表の範囲であるものは、下の表における「読み替える保安基準適合証の有効期間の満了する日」をもって満了するものとする。

新潟県の一部地域	保安基準適合証等の有効期間の満了する日	読み替える保安基準適合証等の有効期間の満了する日
上越市及び柏崎市	令和 6 年 1 月 4 日から 令和 6 年 1 月 11 日まで	令和 6 年 1 月 12 日まで
新潟市	令和 6 年 1 月 4 日から 令和 6 年 2 月 8 日まで	令和 6 年 2 月 9 日まで

2. 下の表における「新潟県の一部地域」に使用の本拠の位置を有する自動車の使用者で、限定自動車検査証の交付を受けている場合であって、当該「限定自動車検査証の有効期間の満了する日」が下の表の範囲であるのものは、下の表における「読み替える限定自動車検査証の有効期間の満了する日」をもって満了するものとする。

新潟県の一部地域	限定自動車検査証の有効期間の満了する日	読み替える限定自動車検査証の有効期間の満了する日
上越市及び柏崎市	令和 6 年 1 月 4 日から 令和 6 年 1 月 11 日まで	令和 6 年 1 月 12 日まで
新潟市	令和 6 年 1 月 4 日から 令和 6 年 1 月 11 日まで	令和 6 年 2 月 9 日まで

令和 6 年 1 月 12 日

北陸信越運輸局新潟運輸支局長

公 示

「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」
(平成8年法律第85号) 第3条の規定に基づき、延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する国土交通大臣告示が公布されたため、下記のとおりとすることとしたので公示する。

記

1. 石川県の一部地域※に事業場を置く道路運送車両法第94条の3第1項に規定する指定自動車整備事業者が当該事業場において交付した保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間の満了する日が令和6年1月4日から令和6年2月8日までのものは、令和6年2月9日をもって満了するものとする。
2. 石川県の一部地域※に使用の本拠の位置を有する自動車の使用者で、限定自動車検査証の交付を受けている場合であって、当該限定自動車検査証の有効期間の満了する日が令和6年1月4日から令和6年1月11日までのものは、令和6年2月9日をもって満了するものとする。

※一部地域

金沢市、七尾市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、羽咋郡志賀町、羽咋郡宝達志水町、河北郡津幡町、河北郡内灘町、鹿島郡中能登町、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町

令和6年1月12日

北陸信越運輸局石川運輸支局長

公 示

「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」（平成 8 年法律第 85 号）第 3 条の規定に基づき、延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する国土交通大臣告示が公布されたため、下記のとおりとすることとしたので公示する。

記

1. 下の表における「富山県の一部地域」に事業場を置く道路運送車両法第 94 条の 3 第 1 項に規定する指定自動車整備事業者が当該事業場において交付した「保安基準適合証及び保安基準適合標章（以下「保安基準適合証等」という。）の有効期間の満了する日」が下の表の範囲であるものは、下の表における「読み替える保安基準適合証の有効期間の満了する日」をもって満了するものとする。

富山県の一部地域	保安基準適合証等の有効期間の満了する日	読み替える保安基準適合証等の有効期間の満了する日
富山市及び高岡市	令和 6 年 1 月 4 日から 令和 6 年 1 月 11 日まで	令和 6 年 1 月 12 日まで
氷見市及び小矢部市	令和 6 年 1 月 4 日から 令和 6 年 2 月 8 日まで	令和 6 年 2 月 9 日まで

2. 下の表における「富山県の一部地域」に使用の本拠の位置を有する自動車の使用者で、限定自動車検査証の交付を受けている場合であって、当該「限定自動車検査証の有効期間の満了する日」が下の表の範囲であるのものは、下の表における「読み替える限定自動車検査証の有効期間の満了する日」をもって満了するものとする。

富山県の一部地域	限定自動車検査証の有効期間の満了する日	読み替える限定自動車検査証の有効期間の満了する日
富山市及び高岡市	令和 6 年 1 月 4 日から 令和 6 年 1 月 11 日まで	令和 6 年 1 月 12 日まで
氷見市及び小矢部市	令和 6 年 1 月 4 日から 令和 6 年 1 月 11 日まで	令和 6 年 2 月 9 日まで

令和 6 年 1 月 12 日

北陸信越運輸局富山運輸支局長